

豊情個審答申第56号
令和2年(2020年)7月14日

豊中市長
長内 繁樹様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会
会長 塩川 茂

豊中市情報公開条例の規定に基づく行政文書不存在による不開
示決定処分について(答申)

令和元年(2019年)10月31日付け諮問第46号により諮問を受けた豊中
市情報公開条例に基づく行政文書の開示請求に係る取扱いについて、別添のと
おり答申します。

第一 審査会の結論

豊中市長が行った、「市長ブログ掲載について（H31-豊都秘第 000022 号）の文書案の元となった文書及び他の文案」に係る行政文書不存在による不開示決定は、妥当である。

第二 審査請求の経過

1 開示請求

審査請求人は、令和元年7月11日、豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき条例第2条第1号に規定する実施機関である豊中市長（以下「実施機関」という。）に対し、行政文書の名称又は内容を「市長ブログ掲載について（H31-豊都秘第 000022 号）の文書案の元となった文書及び他の文案」（以下「本件文書」という。）とする開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、同年7月24日、本件開示請求に対し、「開示請求に係る文書は、業務において保存する必要がない文書であり、保存していないため。」との理由を付して行政文書不存在による不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、同年9月11日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、同法第9条第1項に規定する審査庁である豊中市長（以下「審査庁」という。）に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 審査会への諮問

審査庁は、同年10月31日、条例第18条第1項の規定に基づき豊中市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に、本件審査請求について諮問した。

第三 審査請求の趣旨

本件処分を取消すとの決定を求める。

第四 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張の要旨は、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述の内容をまとめると以下のとおりである。

- 1 起案に係る一連の作業を行った職員より、作業はすべてパソコンの画面上で行い、紙にプリントアウトはしておらず、上書きしたので、本件文書は残っていないとの説明を受けた。しかし、当該職員の上司に確認したところ、書面にて文案を校正したとのことであった。つまり、当該職員は虚偽の説明をしたことになり、保存していないとの説明

も信用することはできない。

- 2 当該職員は本件文書をプリントアウトし、上司に提示しているとのことから、本件文書は明らかに個人的なものではなく、職務上作成されたものであり、上司も職務上利用したものであることがわかる。条例上、職員が職務上作成・取得した文書は行政文書であると解されるので、本件文書は行政文書に該当する。
- 3 当該職員が、プリントアウトをして、本件文書を上司に回覧した事実を隠したのは、本件文書と起案文書、この二つの文書に違いがあったからではないか。そして、それが明らかになれば、問題を生起するおそれがあったからではないか。

第五 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書及び口頭意見陳述の内容をまとめると、次のとおりである。

- 1 本件文書の作成経過は、次のとおりである。

職員は、4月22日から4月24日にかけて、端末のデスクトップ画面上で、隣接する上司に、助詞の修正等の軽微な校正に関する意見を求めながら、本件文書を作成し、修正の都度上書き保存を行った。

4月24日に当該職員は、本件文書を出力し、隣接する上司に提示し、意見を求めた。上司は、再度、助詞の修正等の軽微な校正を行い、本件文書を当該職員に渡した。

当該職員は、本件文書に変更を加えて、市長ブログ案を作成した。その際、端末上のデータを上書きし、出力された本件文書を破棄した。その後、4月25日に起案に市長ブログ案を添付し、ホームページ掲載に係る起案を作成し、決裁後の5月1日にホームページ掲載を行った。

- 2 本件文書は、起案に添付する前の下書き段階の文書として存在していたものである。当該職員が推敲を重ねる中で作成されたもので、他の職員が職務上利用するような性格の文書ではなく、また、当該職員以外の職員が確認できる管理を行っている文書でもない。その上で当該職員の判断で本件文書を破棄したものである。

条例第2条第2号では、行政文書とは、「実施機関の職員が組織的に用いるもの」となっている。上述のような経過から、組織的に用いるものとは言い難く、行政文書には当たらない。

- 3 当該職員の「紙にプリントしておらず」という発言は、審査請求人からの「専決権者及び起案に押印するもの全員に本件文書をプリントアウトのうえで配付し、それらの者に校正を行わせたうえで回収し、修正のうえで、起案に文案を添付したはずである。」という趣旨の質問に答えたものであり、プリントアウトそのものを否定したのではなく、虚偽にも当たらない。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方

条例は、市民の行政文書に対する開示請求権を保障するとともに、豊中市がその諸活動について説明責任を有し、それを果たすべきであるとの基本的な考え方を示している。

条例第2条第2号において開示請求の対象となる行政文書は、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」であり、実施機関が保有していないものについては、開示することはできない。ただし、情報公開制度の適正な運用のためには、行政文書が適切に作成及び保存されなければならないことはいうまでもない。

2 本件文書の「行政文書」該当性について

審査請求人は、本件文書は、職務上作成されたものであり、上司も職務上利用したものであることから、行政文書に該当すると主張しているので、この点について検討する。

本件文書については、実施機関においても、弁明書等の記述内容から「職務上作成された文書であること」は認めているものと推察される。

次に、本件文書が「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」に該当するものであるか検討する。

「組織的に用いるもの」とは、作成又は取得した行政文書が職員個人の段階にとどまらず、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち当該実施機関の組織において業務上の必要性から利用・保存している状態にあるものをいい、職員が起案の下書きをしている段階、会議の資料を作成している段階のものや職員が自己の執務の便宜のため正式文書の写しを保有している場合の当該写し、個人的なメモ、資料等は対象とならないと解される。

本件文書については、席が隣接する上司に、決裁文書に添付する文書の作成段階で意見を求めた文書であり、職員が上司に紙媒体で示した後、回収したことが認められる。

また、本件文書を修正後に決裁を行った「市長ブログのホームページ掲載に係る起案」には本件文書が添付されておらず、起案の段階で上司及び専決権者等から本件文書を保存すべきとの特段の指示が無かったことが認められる。

これらのことから、本件文書については、職員が上司の意見の確認を終えて回収した時点で本件文書の役割は終了と判断し起案前に廃棄されたものであって、専ら本件文書を作成した職員の判断で処分できる性質の文書であったものであることからすると、本件文書は職員が起案の下書きをしている段階のものに過ぎない。

以上のことを総合的に判断すると、本件文書は、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは認められず、行政文書に該当しない。

3 その他

審査請求人は、「プリントアウトをして、本件文書を上司に回覧した事実を隠したの

は、本件文書と起案文書、この二つの文書に違いがあったからではないか。そして、それが明らかになれば、問題を生起するおそれがあったからではないか。」との主張をしているが、本件文書は第六２のとおり行政文書に該当しないことから、審査請求人の主張は審議の対象とはならない。

4 結論

以上のことから、審査会は上記「第一 審査会の結論」のとおり判断する。

令和２年（２０２０年）７月１４日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 塩 川 茂

委 員 中 川 丈 久

委 員 前 田 雅 子

委 員 塩 野 隆 史

委 員 野 田 邦 子